

デジタル田園健康特区



第6回 加賀市・茅野市・吉備中央町 革新的事業連携型国家戦略特別区域会議

令和7年11月17日

概 要

工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

内 容

目 的

地域の産業の国際競争力の強化、経済の活性化に向けて、生産施設の新增設の際の自由度を最大限に高める。

生活環境との調和に関する事項

- 「加賀市民の環境及び安全を守る条例」を制定し、工場等を設置する事業者に対して、事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、その責任と負担において必要な措置を講じる義務を課す。
- 事業者は「環境保全協定」を締結し、周辺地域における環境保全に努めることを含めた覚書を交わす。
- 加賀市緑化推進条例に基づき、緑化基準に適合した「緑の計画書」を提出し、地域社会との共存及び自然環境への貢献に取り組む。

準則の内容

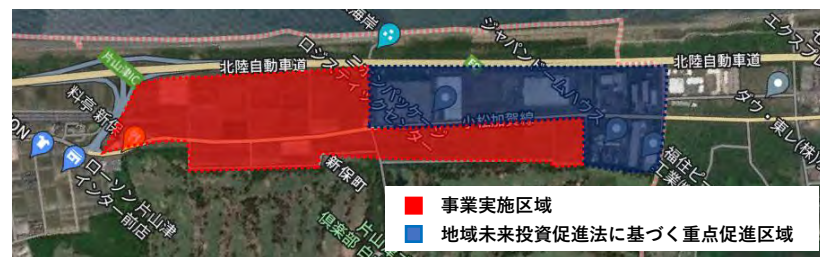
現
状

緑地面積率	環境施設面積率(緑地含む)
5～20%以上	10～25%以上

規
制
緩
和
後

実施区域	緑地面積率	環境施設面積率(緑地含む)
加賀市新保地区	1%以上	1%以上

※実施区域は以下の赤色で示した範囲。
※地域未来投資促進法に基づく重点促進区域は含めない。



効 果

- 事業用地が最大限に有効活用されることにより、工場等の新增設に向けた投資意欲が高まる。
- 産業の競争力が高まることにより、地域経済の活性化と雇用機会の拡大が期待される。